

実施要領等に関する質疑回答書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答（案）
(例)	入札説明書	11	第4	3	(1)	ア	(ア)	a	設計企業	○○○○○	
1	実施要領書	10	第3	2	(4)	④	ウ		施工企業の参加資格要件 コスト管理主任技術者	コスト管理主任技術者は現場代理人または管理主任技術者と兼任可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領書	17	第4	8	(1)				【参考資料】	積算等に用いた概略設計図書につき、実施要領書の記載内容以外でも、事業者で必要と判断する資料につきましては添付できるものと考えます。宜しいでしょうか。	実施要領書等、公募資料に記載している内容のみとしてください。
3	実施要領書	18	第4	9					プレゼンテーション・ヒアリング等の実施	プレゼンテーションにつきましては、決められた時間内であれば、動画を活用したプレゼンを行っても良いと考えます。宜しいでしょうか。	プレゼンテーションは、要求水準書等に記載のある資料を用いて行うものとし、動画を含む新たな資料の使用はできないこととします。 (審査基準P6 (4) プrezentation に記載内容をご確認ください。)
4	実施要領書	18	第4	9					プレゼンテーション・ヒアリング等の実施	プレゼンテーション会場（部屋）につきましては、プレゼン前に市と調整し、会場確認できるものと考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 会場確認が必要な場合は、事前に受付窓口（資産活用・契約グループ 担当：高木）まで連絡をお願いいたします。
5	要求水準書	9	第2	3	(2)				駐車場等	自転車駐輪場・自動二輪駐車場（バイク）の屋根は必要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、今回予算とは別に市が別途発注を想定していると考えて宜しいでしょうか。	施設利用を考慮した提案によるものとしますが、提案内容を踏まえて、屋根が必要と判断した場合は、本市が別途発注します。
6	要求水準書	9	第2	3	(2)				屋外広場など	諸室の要求水準書P.12より、【プレイルーム】の遊具は市が別途発注と記載がありますが、屋外に設ける遊具についても市が別途発注を想定していると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	9	第2	3	(2)				大阪狭山市循環バス及び路線バス停留所	バス停留所スペース（中型バス3台分もしくは大型バス2台分）の庇は必要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、今回予算とは別に市が別途発注を想定していると考えます。よろしいでしょうか。	施設利用を考慮した提案によるものとしますが、提案内容を踏まえて、庇やその他設備が必要と判断した場合は、本市が別途発注します。
8	要求水準書	9	第2	3	(2)				屋外広場など	屋外広場から直接利用可能なトイレの計画は必要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、今回予算とは別に市が別途発注を想定していると考えます。よろしいでしょうか。	複合施設との位置関係など、提案内容を考慮した上で、決定しますが、提案内容を踏まえて、屋外用トイレ等が必要と判断した場合は、本市が別途発注します。
9	要求水準書	22	第2	6	(4)	④			昇降機設備	「少なくとも前面はガラス張りとするなど開放感のあるものとする」と記載がありますが、防犯窓程度と考えます。よろしいでしょうか。	防犯窓程度とする提案も可能とします。
10	要求水準書	25	第3	1	(7)				各種許認可申請業務	各種申請図書の作成及び申請にあたり、直近の各種申請書及びデーター式の借用は可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	25	第3	1	(7)				各種許認可申請業務	各種申請図書の作成及び申請にあたり、既存の日影図及びデーター式の借用は可能と考えて宜しいでしょうか。	本市に存在する各種申請関係図書は全て貸与予定です。
12	要求水準書	25	第3	1	(7)				各種許認可申請業務	各種申請図書の作成及び申請にあたり、確認申請書について民間確認検査機構への提出は可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

13	要求水準書	27	第4	1	(3)	①		解体の範囲	「原則既存施設の解体から現況レベルまでの整地を市が別途発注することを想定している」と記載がありますが、既存建物の高低差が非常に多くのレベルが現況レベルという認識か解釈に乖離が生じます。解体後のレベル設定については、提案時の解体設計にて設計したレベルまで解体工事にて調整・整地するものと考えます。よろしいでしょうか。	解体後のレベル設定や、既存杭などの撤去範囲などについては、提案される内容を踏まえ、協議により決定し、本市が別途発注する想定です。
14	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			上記不可の場合、解体時の敷地レベル図をご教示下さい。	上記内容をご確認ください。
15	諸室の要求水準書	6					浴室・脱衣室		浴室の利用人数につきまして、1日あたりの利用者数は何名程度でしょうか。	1日あたり男女合わせて約40人程度の利用を想定しています。
16	諸室の要求水準書	7	第3				図書館機能の諸室の要求水準		図書館のセキュリティシステム（BDS）について、要求水準書に記載がありませんが、今回予算とは別に市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	審査基準	4	第4	(2)			技術提案書の作成要領		提案書の文字サイズ・フォントに関する記載はないため、文字サイズ・フォントに関しては指定がないものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 提案者の考えによって見やすい文字サイズ・フォントなどで記載してください。
18	審査基準	4	第4	(2)			技術提案書の作成要領		提案ファイルの表紙について ①メインタイトル：今熊地区周辺エリア複合施設整備事業 ②サブタイトル：サブタイトルは事業者にて記載してもよろしいでしょうか。 ③日付：必要でしょうか。 ④参加者番号：右下の記載でよろしいでしょうか。 ⑤正本・副本：右上に記載でよろしいでしょうか。 ⑥部数表記：右上に記載でよろしいでしょうか。	①、②お見込みのとおりです。 ③日付は不要です。 ④、⑤、⑥お見込みのとおりです。
19	審査基準	5	第4		(2)	⑤		地域貢献に関する提案書	大阪狭山市に本店あるいは営業所を置く企業との協働について、共同企業体ではなく1次、2次下請けでも加点対象となりますか。	お見込みのとおりです。
20	審査基準	11	第8	(2)	①	⑤	⑤地域貢献に関する提案書		市内企業（※）の活用提案につき、次ページ※の補足説明では、大阪狭山市内に本社、本店、【営業所】を有する事業者を基本とする。と記載がありますが、P.12 地域貢献に関する審査基準に市内に本社・本店を置く企業とJVを組成した場合：配点×1.0とすると記載があります。【営業所】を置く企業とJVを組成した場合の配点計算も×1.0と考えます。宜しいでしょうか。	地域貢献に関する審査基準P12に記載のある計算式をご参照ください。 JV組成において、市内企業を活用する場合は、本市内に本社・本店を有する市内企業であれば配点×1.0、本市内に営業所などを有する準市内企業であれば、当該企業に発注する金額により用いる計算式が変わります。
21	審査基準	11	第8	(2)	⑥		⑥価格に関する提案書		(様式6-6)価格に関する提案書は民間提案事業の価格を除く総事業費で配点すると考えます。宜しいでしょうか。	中途解約なども可能であり、かつ中途解約となった場合でも罰則などを設けていないことから、「価格に関する提案書」は民間提案事業の価格を除く総事業費で配点します。
22	審査基準	12					地域貢献に関する審査		地域貢献に関する審査基準の計算式につき記載がありますが、この計算式により算出する配点はP.11 ⑤地域貢献に関する提案書の配点のみに当たはめる計算式と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	審査基準	12					価格に関する審査		価格に関する審査について、計算式の記載があります。 (解体工事、備品設置の範囲及び～賃借料を考慮する)となつておりますが、その場合、記載の計算式の公平性(解体工事提案有無、備品提案有無など)が保てない様に思われます。 考慮するとは、どの様な基準で考慮、配点されるかご教示下さい。	公募資料に記載している解体工事及び備品設置に関する提案において、実施する提案と実施しない提案が混在する場合は、実施しない提案を行った事業者の提案価格に対し、実施する提案を行った事業者の事業範囲を基に市が算定した解体費または備品設置費を加算します。そのうえで、審査基準に記載された計算式を用いて価格点を算出します。 また、行政財産目的外使用料又は賃借料については価格点への反映は行いません。

24	様式集6-6							価格に関する提案書	価格に関する提案書への記載金額につきましては、記載内容にあるとおり、【設計業務費】、【工事監理業務費】、【新設（新築）工事】、【建設（解体）】、【備品設置】の提案する内容に沿って総事業費を記載すると考え、民間提案業務に関する費用は記載しないものと考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		該当書類無						質疑回答	本事業の再公募につき、初回公募時の質疑回答につきましては、効力はないものと考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、初回公募時とは、令和7年4月1日から公募し、同年8月22日に中止したもの指します。
26		該当書類無						既存擁壁について	既存擁壁を残置とする場合、安全上根拠がある構造物と考えます。よろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
27		該当書類無						解体を別途とした場合の既存埋設物について	解体工事を別途提案とした場合、既存埋設物の迂回は別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28		該当書類無						積算内訳について	第1回目質疑回答No. 197より、価格に関する提案書の記載方法について、業務全体価格と内訳として設計業務、建設工事、工事監理業務の備品調達業務(提案する場合)の金額の記載のみでよろしいでしょうかという質疑に対して、「お見込みのとおりです」と回答いただいておりますが、内訳根拠として事業者見積を別途提出する必要はございますでしょうか。また、その場合、官積算ではなく、事業者見積と考えます。よろしいでしょうか。	提案時に内訳根拠の提出は不要です。 ただし、基本協定書の締結時に、事業者見積（内訳根拠共）を提出してください。 事業者見積は、官積算の必要はございません。